

令和6年度岩手県子ども・子育て会議
幼保連携型認定こども園部会

日 時：令和7年2月5日（水）15：45～16：30
場 所：エスポワールいわて 2階 大中ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

幼保連携型認定こども園の設置の認可について

4 閉 会

岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会名簿

【委員】

(順不同、敬称略)

区分	分野	所属団体	職名	氏名	摘要
子どもの保護者	小・中学生保護者	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	山口 真樹	欠席
子ども・子育て支援事業者	保育	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 ・保育協議会	会長	稲田 泰文	
	教育	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	副会長	山本 ゆかり	
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	欠席
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	副学長	高橋 聡	

【事務局】

部局名	課室名	職名	氏名
保健福祉部	子ども子育て支援室	室長	前川 貴美子
		子育て支援担当課長	才川 拓美
		主任主査	目時 麻由

子 第 1 1 1 6 号
令和 7 年 1 月 31 日

岩手県子ども・子育て会議
幼保連携型認定こども園部会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也

幼保連携型認定こども園の設置の認可について（諮問）

このことについて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記事例について、貴部会の意見を求めます。

記

- 意見照会事項
幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る審査（別紙のとおり）

担当 保健福祉部子ども子育て支援室
子育て支援担当 目時
TEL 019-629-5460
FAX 019-629-5464

別紙

幼保連携型認定こども園の設置の認可につき審議するものの一覧表

番号	名称	所在地	設置者	開設の時期
1	明和保育園	大船渡市大船渡町字上山65番地3	社会福祉法人明和会	令和7年4月1日
2	おだきこども園	奥州市江刺愛宕酉丸180番地	社会福祉法人智禅会	令和7年4月1日

1 幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要

(1) 幼保連携型認定こども園とは

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律^{*1}の定めるところにより設置される施設

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）

(2) 設置主体（法第12条）

国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人

(3) 認可等主体（法第17条第1項）

都道府県知事^{*2}、指定都市の長、中核市の長

※2 指定都市及び中核市以外の市町村が設置する施設等の届出受理（法第16条）を含む。

(4) 審議会の意見聴取

都道府県知事は、アからウまでの認可等をしようとするときは、あらかじめ法第25条に規定する審議会^{*3}の意見を聴かなければならない。

ア 設置の認可・廃止等の認可（法第17条第3項）

イ 事業停止命令・閉鎖命令（法第21条第2項）

ウ 認可の取消し（法第22条第2項）

※3 本県では、「岩手県子ども・子育て会議」を当該審議会として位置づけ

（幼保連携型認定こども園部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができるもの。）

(5) 設置基準

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）で基準を策定（国が定める基準に従い又はそれを参酌）

(6) 認可の適否

ア 法令上の取扱い（法第17条第6項）

条例で定める基準に適合し、かつ欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可をするものとされている。ただし、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合等は認可をしないことができる。

イ 本県の方針

本県においては、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画において、「幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあつては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針^{*4}」としていること。

※4 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画に明記

2 県内の幼保連携型認定こども園の設置状況（R6. 4. 1 現在） 公立 15、私立 127 計 142 か所

（単位：か所）

No.	市町村名	公立	私立	計
1	盛岡市	0	32	32
2	宮古市	0	2	2
3	大船渡市	3	5	8
4	花巻市	0	12	12
5	北上市	0	10	10
6	久慈市	0	5	5
7	遠野市	0	1	1
8	一関市	6	15	21
9	釜石市	1	3	4
10	二戸市	0	3	3
11	八幡平市	0	4	4
12	奥州市	3	15	18
13	滝沢市	0	4	4
14	岩手町	0	1	1
15	紫波町	0	2	2
16	矢巾町	0	5	5
17	金ヶ崎町	0	1	1
18	大槌町	0	4	4
19	山田町	0	1	1
20	洋野町	2	2	4
	計 20 市町	15	127	142

3 意見聴取の対象となる施設

	名称	所在地	開設の時期	現在の施設種別
1	明和保育園	大船渡市	R7. 4. 1	認可保育所（明和保育園）
2	おだきこども園	奥州市	R7. 4. 1	認可保育所（愛宕保育園）

教育保育概要等に関する調書 及び設置基準対応状況

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 明和保育園

施設の所在地	〒022-0002 大船渡市大船渡町字上山 65 番地 3			
施設の設置者	社会福祉法人明和会			
施設の設置者の所在地	〒022-0002 大船渡市大船渡町字上山 65 番地 3			
利用定員	満 3 歳未満児	満 3 歳以上児	計	
保育を必要とする子ども	37 人	48 人	85 人	
保育を必要とする子ども以外 の子ども	0 人	15 人	15 人	
計	37 人	63 人	100 人 (0 歳児 9 人・1 歳児 14 人 2 歳児 14 人・3 歳児 21 人 4 歳児 21 人・5 歳児 21 人)	
開園日数	開園日数：年間 293 日 休園日：日曜日、祝日、年末年始			
開園時間	7 時 00 分 ～ 19 時 00 分			
教育及び保育に従事する者の数	実人員 16 人（常勤換算 15.5 人）			
学級数	3 学級			
園舎の面積	733.80 m ²			
園庭の面積	455.38 m ²			
給食の提供状況	全園児自園完全給食			
実施する子育て支援事業の内容	事業の内容	事業の実施日	実施 場所	対象者
	1 当園保育教諭等による子育て相談	開園日と同じ	園舎	在園児、未就園児の家族、地域住民
	2 未就園児への園解放	毎月第 3 木曜日	園舎	未就園児並びにその両親、祖父母
	3 一時預かり事業	開園日と同じ	園舎	一時的に保育に欠ける未就園児

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 明和保育園

項目	申請内容	基準	適・否
(1) 学級編制			
学級編制	21人×3学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	4人	3人(学級数)以上	適
(2) 職員配置			
保育教諭	15.5人	11人以上(※) 4・5歳児 42人×1/25=1.6(2学級) 3歳児 21人×1/15=1.4(1学級) 1・2歳児 28人×1/6=4.6 0歳児 9人×1/3=3.0	適
調理員	3人	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
(3) 設備等			
園舎の構造	2階建	原則2階建以下	適
園舎の面積	733.80㎡	508.77㎡以上 学級数による算定 $320\text{㎡} + (3\text{学級} - 2) \times 100\text{㎡} = 420\text{㎡}$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児 9人×1.65㎡=14.85㎡ ほふくする 1歳児 14人×3.30㎡=46.20㎡ 2歳児 14人×1.98㎡=27.72㎡	適
園庭の面積	455.38㎡	446.20㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400\text{㎡} + (3\text{学級} - 3) \times 80\text{㎡} = 400\text{㎡}$ ② 3歳以上の園児数による算定 63人×3.30㎡=207.9㎡ (2) 2歳の園児数による算定 2歳児 14人×3.30㎡=46.20㎡	適
保育室等の面積	乳児室兼ほふく室 76.72㎡(1室)	61.05㎡以上 ほふくしない 0歳児 9人×1.65㎡=14.85㎡ ほふくする 1歳児 14人×3.30㎡=46.20㎡	適
	保育室 214.05㎡(4室)	152.46㎡以上 2歳以上児 77人×1.98㎡=152.46㎡	適
(4) 運営			
教育週数	年間48週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て支援相談(教育保育相談事業)等を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
(5) 欠格事由			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から5年を経過しない者 等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

幼保連携型認定こども園に係る教育保育概要等に関する調書

施設名 おだきこども園

施設の所在地	〒023-1131 奥州市江刺愛宕字西丸 180 番地			
施設の設置者	社会福祉法人智禅会			
施設の設置者の所在地	〒023-1131 奥州市江刺愛宕字西丸 180 番地			
利用定員	満3歳未満児	満3歳以上児	計	
保育を必要とする子ども	47人	63人	110人	
保育を必要とする子ども以外の子ども	0人	15人	15人	
計	47人	78人	125人 (0歳児 10人・1歳児 18人 2歳児 19人・3歳児 26人 4歳児 26人・5歳児 26人)	
開園日数	開園日数：年間 242 日 休園日：日曜日、祝日、年末年始			
開園時間	7時00分～19時00分			
教育及び保育に従事する者の数	実人員 21人（常勤換算 19人）			
学級数	3学級			
園舎の面積	1,211.36㎡			
園庭の面積	767㎡			
給食の提供状況	全園児自園完全給食			
実施する子育て支援事業の内容	事業の内容	事業の実施日	実施場所	対象者
	1 子育て相談事業	月～金曜日の開園日	園舎	在園児及び未就園児の両親・祖父母、地域住民
	2 未就園児の体験事業	5月～1月 月1・2回	園舎	未就園児の両親・祖父母
	3 未就園児の遊び場提供事業	開園日の毎週 火～金曜日	園庭	未就園児の両親・祖父母
	4 未就園児の行事体験事業	各行事	お寺の本堂前、園舎、江刺西体育館	未就園児の両親・祖父母

幼保連携型認定こども園設置基準対応状況

施設名 おだきこども園

項目	申請内容	基準	適・否
(1) 学級編制			
学級編制	26人×3学級	1学級当たり35人以下	適
学級担任	3人	3人(学級数)以上	適
(2) 職員配置			
保育教諭	19人	13人以上(※) 4・5歳児 52人×1/25=2.0(2学級) 3歳児 26人×1/15=1.7(1学級) 1・2歳児 37人×1/6=6.1 0歳児 10人×1/3=3.3	適
調理員	4人	必置(ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員の配置は不要)	適
(3) 設備等			
園舎の構造	1階建	原則2階建以下	適
園舎の面積	1,211.36㎡	533.52㎡以上 学級数による算定 $320\text{㎡} + (3\text{学級} - 2) \times 100\text{㎡} = 420\text{㎡}$ 3歳未満の園児数による算定 ほふくしない 0歳児 10人×1.65㎡=16.50㎡ ほふくする 1歳児 18人×3.30㎡=59.40㎡ 2歳児 19人×1.98㎡=37.62㎡	適
園庭の面積	767.00㎡	462.70㎡以上 (1) ①、②のいずれか大きい面積 ① 学級数による算定 $400\text{㎡} + (3\text{学級} - 3) \times 80\text{㎡} = 400\text{㎡}$ ② 3歳以上の園児数による算定 $78\text{人} \times 3.30\text{㎡} = 257.40\text{㎡}$ (2) 2歳の園児数による算定 2歳児 19人×3.30㎡=62.7㎡	適
保育室等の面積	乳児室 27.33㎡(1室)	16.50㎡以上 ほふくしない 0歳児 10人×1.65㎡=16.50㎡	適
	ほふく室 115.20㎡(1室)	59.40㎡以上 ほふくする 1歳児 18人×3.30㎡=59.40㎡	適
	保育室 2歳 46.47㎡(1室)	37.62㎡以上 2歳児 19人×1.98㎡=37.62㎡	適
	3歳以上 126.99㎡(3室)	154.44㎡以上	適
	遊戯室(保育室が基準未満の場合) 3歳以上 212.01㎡	3歳以上児 78人×1.98㎡=154.44㎡	適
(4) 運営			
教育週数	年間43週	年間39週以上	適
子育て支援事業	子育て支援相談(教育保育相談事業)等を実施	教育保育相談事業の実施が必須	適
(5) 欠格事由			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消しの日から5年を経過しない者 等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	適

※ 年齢区分別の保育教諭数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

関係法令等

目 次

- 岩手県子ども・子育て会議条例 1
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（関係箇所抜粋） 2
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 6
- 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例 15
- 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則 21

岩手県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

岩手県子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(一部改正 [平成26年条例102号・令和5年20号])

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成26年10月20日条例第102号)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の日においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定による調査審議(同法第17条第3項に係るものに限る。)を行うことができる。

附 則(令和5年3月28日条例第20号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



平成十八年法律第七十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。
- 3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。
- 4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。
- 5 この法律において「保育所等」とは、保育所又は保育機能施設をいう。
- 6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第十項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。
- 7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。
- 8 この法律において「教育」とは、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校（第九条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。
- 9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。
- 10 この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。
- 11 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 12 この法律において「子育て支援事業」とは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業、地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるものをいう。

第三章 幼保連携型認定こども園

（設置者）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体（公立大学法人を含む。第十七条第一項において同じ。）、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

（設置等の届出）

第十六条 市町村（指定都市等を除く。以下この条及び次条第五項において同じ。）（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（同条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二條第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九條第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二條第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二條第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

二 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、その旨及び第四条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が同項の設置の認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域（指定都市等の長が第一項の設置の認可を行う場合にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

7 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

（事業停止命令）

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六六号)

(幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置)

第七条 施行日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十五条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和六年内閣府・文部科学省令第三号） 府省令

Law RevisionID:426M60000182001_20240927_506M60000082003

平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

（趣旨）

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に拠り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等所在施設（法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設をいう。次項において同じ。）である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等（法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。次項において同じ。））。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条及び第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条第二項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第二条第一項、第三条及び第五条から第九条までの規定による基準
 - 二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を読み替えて準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条第二項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに第十四条並びに附則第二条第二項及び第四条の規定による基準
 - 三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第九条の二、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準
 - 四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの
- 2** 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
- 3** 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

（設備運営基準の目的）

第二条 法第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二（後段を除く。第七条第三項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

(園舎及び園庭)

第六条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する

る基準第三十二条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であって、第十三条第一項において読み替えて準用する同令第三十二条第八号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

（園舎に備えるべき設備）

第七条 園舎には、次に掲げる設備（第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
 - 二 乳児室又はほふく室
 - 三 保育室
 - 四 遊戯室
 - 五 保健室
 - 六 調理室
 - 七 便所
 - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
 - 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
 - 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
 - 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
 - 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

(園具及び教具)

第八条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第九条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。
- 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。
- 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第十一条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第十二条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定により都道府県（同法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設である同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。））が条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）
第五条第二項及び第十一条第五項	児童の	園児の
第七条第二第一項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第九条の見出し	入所した者	園児
第九条並びに第十一条第二項及び第三項	入所している者	園児
第九条	又は入所	又は入園
第九条の二	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第九条の三第一項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに
第十一条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児

	第八条	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第二項において読み替えて準用する第八条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第十四条の二	利用者	園児
第十四条の三第一項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第十四条の三第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第三十二条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第三十二条第八号イ	耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物
第三十二条第八号ロ	施設又は設備	設備
第三十二条第八号ハ	施設及び設備	設備
第三十二条第八号ヘ	乳幼児	園児
第三十二条の二	第十一条第一項	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第一項において読み替えて準用する第十一条第一項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第三十六条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第一項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第二項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第六条から第八条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第三項	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

	掲げる要件を満たす													
第六条 第七項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（平方メートル）	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積（平方メートル）													
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積（平方メートル）													
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
第七条 第六項	<p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第六条第三項	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準						
第六条第六項	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	一学級	180	二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積（平方メートル）							
一学級	180							
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
第六条第七項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（平方メートル）	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<p>一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積（平方メートル）							
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第六条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として従事することができる。

第六条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第五条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 前三条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例をここに公布する。

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の原則(第3条)

第3章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の別段の定め

第1節 医療保護施設及び授産施設の運営に関する基準(第4条・第5条)

第2節 特別養護老人ホームの設備に関する基準(第6条)

第3節 指定介護老人福祉施設の事業者の要件及び設備に関する基準(第7条・第8条)

第4節 認定こども園の認定の要件(第9条)

第5節 幼保連携型認定こども園の運営に関する基準(第10条)

第4章 補則(第11条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、医療法(昭和23年法律第205号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)の規定により、社会福祉施設等の事業者及び認定の要件並びに設備、運営等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表の社会福祉施設等の欄に掲げる施設及び事業をいう。

第2章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の原則

第3条 社会福祉施設等についてそれぞれ別表の法律の規定の欄に掲げる規定により条例で定めることとされている同表の要件及び基準の欄に掲げる要件及び基準については、この条例(この条例の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。)に別段の定めがあるものを除き、同表の法令等の欄に掲げる法令等(当該法令等の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。)に定めるものをもって、その要件及び基準とする。

第3章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の別段の定め

第1節 医療保護施設及び授産施設の運営に関する基準

(医療保護施設の運営の基準)

第4条 別表5の項に掲げる医療保護施設は、医療法その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

(授産施設の運営の基準)

第5条 別表5の項に掲げる授産施設の規模に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第23条第2項の規定の適用については、同項中「授産施設」とあるのは、「授産施設(法第38条第1項第4号に規定する授産施設に限る。)とする。

第2節 特別養護老人ホームの設備に関する基準

第6条 別表9の項に掲げる特別養護老人ホームに設ける居室に係る特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの規定の適用については、これらの規定中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の实情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下」とする。

第3節 指定介護老人福祉施設の事業者の要件及び設備に関する基準

(指定介護老人福祉施設の事業者の要件)

第7条 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設の指定に係る介護保険法第86条第1項に規定する条例で定める入所定員の数は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の設備の基準)

第8条 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設に設ける居室に係る指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第3条第1項第1号イの規定の適用については、同号イ中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の实情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下」とする。

第4節 認定こども園の認定の要件

第9条 別表22の項に掲げる認定こども園は、原則として全ての開園日において、子育て支援事業として教育・保育相談事業(認定こども園法第2条第12項に規定する地域の子ども)の養育に関する各般の問題につき保護者からの

相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるもののうち知事が定めるものをいう。)を実施しなければならない。

第5節 幼保連携型認定こども園の運営に関する基準

第10条 前条の規定は、別表23の項に掲げる幼保連携型認定こども園における子育て支援事業の実施について準用する。

第4章 補則

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(認定こども園の認定の要件を定める条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成18年岩手県条例第68号)
 - (2) 医療法施行条例(平成24年岩手県条例第69号)
 - (3) 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第70号)
 - (4) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第71号)
 - (5) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第72号)
 - (6) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第73号)
 - (7) 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第74号)
 - (8) 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第75号)
 - (9) 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第76号)
 - (10) 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第77号)
 - (11) 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第78号)
 - (12) 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第79号)
 - (13) 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第80号)
 - (14) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第81号)
 - (15) 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第82号)
 - (16) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第83号)
 - (17) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第84号)
 - (18) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第85号)
 - (19) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第86号)
 - (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第87号)
 - (21) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第88号)
 - (22) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年岩手県条例第103号)
 - (23) 介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第19号)

(特別養護老人ホームの設備に関する基準に係る経過措置)
- 3 別表9の項に掲げる特別養護老人ホームに設ける居室に係る特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第3条の規定の適用については、同条第1項中「第11条第4項第1号及び第55条第4項第1号」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第62号)第6条の規定により読み替えて適用される第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ並びに第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハ」と、「4人」とあるのは「原則として4人」とあるのは「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同条第2項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とあるのは「原則として4人以下」とあるのは、「8人以下」とする。
- 4 別表9の項に掲げる特別養護老人ホームに設ける居室に係る地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成23年厚生労働省令第127号)附則第2条第2項の規定の適用については、同項中「新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第62号)第6条の規定により読み替えて適用される特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの」と、「新特養基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「1人」とあるのは、「4人以下」とあるのは「これらの規定中「1人とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

(指定居宅サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置)

- 5 別表10の項に掲げる指定居宅サービスの事業のうち、復興推進事業(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第4条第2項第5号に規定する復興推進事業をいう。以下同じ。)として、厚生労働省関係東日本大震災

復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成23年内閣府・厚生労働省令第9号)第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画(同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画をいう。以下同じ。)に定められた区域内に存する指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業を行う事業所であつて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものの設備に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第77条第1項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。

(一部改正〔令和2年条例14号〕)

(指定介護老人福祉施設の設備に関する基準に係る経過措置)

- 6 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設に設ける居室に係る指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「第3条第1項第1号」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第62号)第8条の規定により読み替えて適用される第3条第1項第1号イ及び同号ロ」と、「4人」とあるのは「原則として4人」とあるのは「1人」とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同条第2項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とあるのは「原則として4人以下」とあるのは、「8人以下」とする。

- 7 別表11の項に掲げる指定介護老人福祉施設に設ける居室に係る地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第3条第2項の規定の適用については、同項中「新介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号イ」とあるのは「社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第62号)第8条の規定により読み替えて適用される指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号イ」と、「1人」とあるのは、「4人以下」とあるのは「1人」とすること。ただし、地域の実情に応じて知事が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

(指定介護予防サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置)

- 8 別表14の項に掲げる指定介護予防サービスの事業のうち、復興推進事業として、復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業を行う事業所であつて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものの設備に係る指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第80条第1項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。

(一部改正〔令和2年条例14号〕)

(療育センター条例の一部改正)

- 9 療育センター条例(昭和51年岩手県条例第57号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和2年3月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日条例第29号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

(一部改正〔令和2年条例14号・6年29号〕)

社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等
1 指定通所支援(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	児童福祉法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項	児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の要件並びに指定通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準	児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

2 指定障害児入所施設等 (児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)	児童福祉法第24条の9第3項において準用する同法第21条の5の15第3項第1号並びに同法第24条の12第1項及び第2項	児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の事業者の要件並びに指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準	児童福祉法施行規則及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)
3 児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)	児童福祉法第45条第1項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
4 病院及び診療所	医療法第7条の2第4項、第18条、第21条第1項第1号及び第12号並びに同条第2項第1号及び第3号	既存の病床数及び申請に係る病床数の補正、専属の薬剤師の配置、病院及び療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数並びに病院及び療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に関する基準	医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)
5 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設	生活保護法第39条第1項及び社会福祉法第65条第1項	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準
6 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)	社会福祉法第65条第1項	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)
7 女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)	社会福祉法第65条第1項	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)
7の2 社会福祉住居施設(社会福祉法第68条の2第1項に規定する社会福祉住居施設をいう。以下同じ。)	社会福祉法第68条の5第1項	社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営に関する基準	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)
8 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)	老人福祉法第17条第1項	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)
9 特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)	老人福祉法第17条第1項	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
10 指定居宅サービス(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	介護保険法第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項	介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
11 指定介護老人福祉施設(介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)	介護保険法第88条第1項及び第2項	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
12 介護老人保健施設	介護保険法第97条第1項から第3項まで	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)
13 介護医療院	介護保険法第111条第1項から第3項まで	介護医療院の設備及び運営に関する基準	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)

14 指定介護予防サービス (介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)及び同法第54条第1項第2号に規定する基準 該当介護予防サービスの事業	介護保険法第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項	介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	介護保険法施行規則及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
15 削除			
16 指定障害福祉サービス (障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)及び障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準 該当障害福祉サービス (同号イに規定する基準 該当事業所により行われるものに限る。)の事業	障害者総合支援法第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項	障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準	
17 指定障害者支援施設 (障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)	障害者総合支援法第38条第3項において準用する障害者総合支援法第36条第3項第1号並びに障害者総合支援法第44条第1項及び第2項	指定障害者支援施設の事業者の要件並びに設備及び運営に関する基準	
18 障害福祉サービス事業 (障害者総合支援法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいう。以下同じ。)	障害者総合支援法第80条第1項	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	サービス事業の設備に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)
19 地域活動支援センター	障害者総合支援法第80条第1項	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活に支援するた づく地域活動 の設備及び運 営に関する基準(平成18年 厚生労働省令第175号)
20 福祉ホーム	障害者総合支援法第80条第1項	福祉ホームの設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)
21 障害者支援施設	障害者総合支援法第84条第1項	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)
22 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)	認定こども園法第3条第1項及び第3項	認定こども園の認定の要件	認定こども園法(第3条第2項及び第4項に限る。)及びこれらの規定により主務大臣が定める基準
23 幼保連携型認定こども園	認定こども園法第13条第1項	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)(第3条、第8条第2項及び第13条第1項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条及び第5条第4項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第62号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する届出)

第2条 条例別表10の項の社会福祉施設等の欄に掲げる指定居宅サービスに係る同項の法令等の欄に掲げる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。)第95条第4項の規定による届出は、別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する開始(変更)届出書により行わなければならない。

2 前項の届出をした指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者(次項において「届出指定通所介護事業者」という。)は、前項の届出書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に同項の届出書により当該届出に係るサービスを提供する指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所の所在地を所管する広域振興局長に届け出なければならない。

3 届出指定通所介護事業者は、指定居宅サービス等基準第95条第4項の届出に係るサービスを休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの休止(廃止)届出書により前項に規定する広域振興局長に届け出なければならない。

(認定こども園の職員資格の特例の承認の申請)

第3条 認定こども園の設置者は、条例別表22の項の法令等の欄に掲げる法令等の規定に基づき、保育士の資格のみを有する者を学級を担任する職員としようとするとき又は幼稚園教員免許状のみを有する者を満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども及び保育所と同様に1日8時間程度利用する子どもの保育に従事する者としようとするときは、別に定める様式による職員資格特例承認申請書を知事に提出しなければならない。

(認定こども園等の教育・保育相談事業)

第4条 条例第9条(条例第10条において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるもののうち知事が定めるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第2条第1号に掲げる事業とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第15号)

(2) 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第39号)

(3) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第40号)

(4) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第41号)

(5) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第42号)

(6) 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第43号)

(7) 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第44号)

(8) 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第45号)

(9) 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第46号)

(10) 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第47号)

(11) 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第48号)

(12) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第49号)

(13) 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第50号)

(14) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第51号)

(15) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第52号)

(16) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第53号)

- (17) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第54号)
 - (18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第55号)
 - (19) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第56号)
 - (20) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年岩手県規則第4号)
 - (21) 認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則(平成27年岩手県規則第16号)
 - (22) 介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年岩手県規則第28号)
(医療法施行細則の一部改正)
- 3 医療法施行細則(昭和30年岩手県規則第33号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)
- 4 看護職員修学資金貸付条例施行規則(昭和37年岩手県規則第69号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)
- 5 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略